第6-6表　浮遊粒子状物質の測定結果及び環境基準対比　（平成19年度）

市町	測定局	年平均値 mg/m³	1時間値の最高値 mg/m³	1時間値が0.20mg／m³を超えた時間数	日平均値が0.10mg／m3を超えた日数	日平均値の2%除外値 mg/m3	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m³を超えた日数
尼崎市	北部	0.021	0.195	0	1	0.061	0
	中部	0.025	0.243	13	1	0.061	0
	南部	0.028	0.274	14	1	0.069	0
西宮市	市役所	0.024	0.223	12	1	0.062	0
	鳴尾支所	0.027	0.272	14	1	0.068	0
	瓦木公民館	0.023	0.224	12	1	0.060	0
	甲陵中学校	0.022	0.183	0	0	0.064	0
	山口小学校	0.021	0.166	0	0	0.063	0
	浜甲子園	0.027	0.155	0	0	0.075	0
芦屋市	朝日ヶ丘小学校	0.024	0.302	13	1	0.071	0
伊丹市	市役所	0.023	0.267	13	1	0.065	0
宝塚市	よりあいひろば	0.022	0.255	14	1	0.068	0
川西市	市役所	0.022	0.229	10	1	0.058	0
三田市	市役所	0.028	0.376	18	2	△ 0.061	2
神戸市	東灘	0.023	0.274	14	1	0.070	0
	灘	0.020	0.289	14	1	0.054	0
	葺合	(0.022)	(0.149)	(0)	(0)	(0.069)	0
	兵庫南部	0.030	0.289	14	1	0.073	0
	長田	0.032	0.423	18	3	0.082	0
	須磨	0.029	0.221	8	1	0.076	0
	白川台	0.022	0.225	7	1	0.055	0
	垂水	0.030	0.296	17	1	0.069	0
	西神	0.022	0.296	13	1	0.064	0
	押部谷	0.022	0.262	12	1	0.074	0
	北	0.017	0.301	14	1	0.056	0
	北神	0.022	0.202	3	1	0.062	0
	六甲アイランド	0.023	0.254	14	1	0.063	0
明石市	王子	0.027	0.206	3	2	0.082	0
	二見	0.026	0.249	8	1	0.071	0
	大久保	0.023	0.302	16	2	0.074	0
稲美町	町役場	0.032	0.370	13	3	0.069	0
播磨町	町役場	0.024	0.282	12	1	0.066	0
加古川市	市役所	0.036	0.201	1	2	0.083	0
	尾上	0.029	0.301	9	3	0.092	0
	志方公民館	0.026	0.243	10	1	0.077	0
	別府	0.034	0.288	1	2	0.081	0
	東神吉	0.026	0.278	13	2	0.072	0
	平荘	0.028	0.250	9	2	0.084	0
高砂市	市役所	0.028	0.303	13	1	0.064	0
西脇市	市役所	0.032	0.190	0	1	0.070	0
姫路市	八代	0.023	0.279	12	1	0.065	0
	広畑	0.028	0.253	10	1	0.073	0
	飾磨	0.025	0.291	10	1	0.073	0
	白浜	0.027	0.268	5	1	0.077	0
	御国野	0.023	0.317	13	1	0.059	0
	網干	0.026	0.235	5	1	0.065	0
	飾西	0.022	0.252	8	1	0.067	0
	豊富	0.030	0.282	7	1	0.069	0
	林田	0.022	0.237	7	1	0.074	0
太子町	町役場	0.024	0.247	9	1	0.069	0
たつの市	市役所	0.019	0.231	8	1	0.053	0
相生市	市役所	0.024	0.272	9	1	0.067	0
赤穂市	市役所	0.023	0.256	9	1	0.070	0
丹波市	柏原	0.022	0.238	4	1	0.057	0
豊岡市	市役所	0.017	0.159	0	0	0.047	0
洲本市	市役所	0.023	0.260	12	1	0.059	0
全局平均		0.025	0.259	9	1	0.068	

（参考）　1　長期的評価における環境基準の達成とは、「1年間全ての測定日数の1日の平均値を対象に評価し、日平均値の高い方から2%分を除外した後の最高値（2%除外値）が0.10mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。」をいう。
短期的評価における環境基準の達成とは、「測定を行った日または時間について評価し、1時間値が0.20mg/m³以下、かつ、日平均値が0.10mg/m3以下であること。」をいう。

2　この表において、「日平均値の2%除外値」の欄で「×」は2%除外値が0.10mg/m³を超過したことを、「△」は、2日連続で日平均値が0.10mg/m³を超過したことを示し、長期的評価において環境基準が未達成であることを示す。

3　この表において「1時間値が0.20mg/m³を超えた時間数」の欄、または、「日平均値が0.10mg/m³を超えた日数」の欄が1以上の数値である地点は、短期的評価で環境基準が未達成の日があったことを示す。

4（　）は有効測定時間数に達していない値を表す。又、全局平均値算定外とした。